

平成26年 網走市議会
総務文教委員会会議録
平成26年6月12日（木曜日）

○日時 平成26年6月12日 午前10時07分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
3. 議案第3号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第8号 財産の取得について
5. 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
6. 請願第39号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出を求める請願（H26. 3. 7 継続審査）
7. 請願第40号 集団的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する意見書提出を求める請願（同）
8. 請願第41号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出についての請願（同）
9. 請願第42号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願（同）
10. 請願第43号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書提出についての請願（同）
11. 請願第46号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書提出についての請願
12. 請願第47号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実な

ど2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書提出についての請願

13. 請願第49号 2015年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
14. 請願第50号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願
15. 陳情第16号 集団的自衛権の行使について、必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情
16. 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出要請
17. その他

○出席委員（6名）

委員長	平賀貴幸
副委員長	井戸達也
委員	飯田敏勝
	近藤憲治
	高橋政行
	七夕和繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部善治
副議長	山田庫司郎

○傍聴議員（5名）

金兵智則
佐々木玲子
古都宣裕
松浦敏司
渡部眞美

○説明者

副市長	大澤慶逸
-----	------

企画総務部長	川 田 昌 弘
財 政 課 長	秋 葉 孝 博
税 務 課 長	児 玉 卓 巳

教 育 長	木目澤 一 三
学校教育部長	三 島 正 明
学校教育部次長	伊 井 俊 明
管 理 課 長	鈴 木 直 人

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	菊 地 香代子
係	田 中 康 平

午前10時07分開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の案件ですが、議案5件、請願9件、陳情1件、要請1件の合計16件について審査をいたします。

最初に、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてであります、小学校学校管理費及び中学校学校管理費について、関連がありますので一括して説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 平成26年度網走市一般会計補正予算のうち、小学校学校管理費小学校改修事業について御説明を申し上げます。

議案資料の4ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、国の経済対策として創設されましたがんばる地域交付金を活用して、潮見小学校の改修を行おうとするもので、事業費1,700万円を追加補正しようとするものです。

交付金を活用する事業につきましては、昨年度策定しました市内小中学校の施設、設備の改修計画のうち、屋上防水改修など、緊急性の高い改修工事を前倒して実施することで選定したところであります。

改修工事の内容について御説明します。

潮見小学校につきましては、屋上防水の劣化が著しく、屋上からの漏水により建物内部の天井、壁にも汚れが見られる状況にありますことから、現在のシート防水方式をアスファルト防水に改修しようとするものでございます。

事業費につきましては工事請負費として1,700万円、財源につきましてはがんばる地域交付金で、議案資料4ページの2の①に記載のとおりでございます。

次に、平成26年度網走市一般会計補正予算のうち、中学校学校管理費中学校改修事業について御説明を申し上げます。

議案資料の5ページをごらん願います。

こちら先ほどの小学校と同様にがんばる地域交付金を活用しまして、中学校の改修を行おうとするものでございます。

第1中学校及び第4中学校の屋上防水改修並びに第2中学校の外壁の改修を行おうとするもので、事業費3,300万円を追加補正しようとするものでございます。

改修工事の内容について御説明します。

第1中学校及び第4中学校につきましては、屋上防水の劣化が著しいことから、現在のシート防水をアスファルト防水に改修をしようとするものでございます。

次に、第2中学校につきましては、屋体及び校舎横階段の外壁が経年劣化により破損し、落下及び漏水する状況にあることから、外壁を改修しようとするものでございます。

事業費につきましては工事請負費として3,300万円、財源につきましてはがんばる地域交付金で議案資料5ページの2の①に記載のとおりとなっております。

改修事業の内容につきましては以上でございます。

がんばる地域交付金の概要につきましては、財政課長から御説明を申し上げます。

○秋葉孝博財政課長 それではがんばる地域交付金の活用について御説明させていただきます。

議案資料6ページをごらんください。

1、交付金の概要でございます。

国が景気対策として平成25年度補正予算において創設したもので、(1) 予算規模は870億円でございます。

(2) 目的でございますが、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村であっても、地域活性化に取り組めるよう創設されたものでございます。

(3) 当市への交付金の見込みでございますが、現在、第1次交付限度額が示されており、金額は8570万2,000円、交付率は33%、内訳は財政力指数

分が24.7%、行革努力加算分が8.3%となっており、計算式は記載のとおりでございます。

その下、国が示している交付率のイメージ表をごらんください。

交付率はまず財政力指数により算出され、財政力指数が0.3で交付率が30%、財政力指数が0.6で交付率が10%、財政の指数が1を超える場合は交付率がゼロとなります。

この数値に、地方公共団体ごとに行革努力に応じて最大10%が加算されます。

当市の場合は財政力指数が0.379で交付率が24.7%、これにラスパイレス指数と職員数による行革努力分として8.3%が加算され、交付率が33%となっております。

(4) 使途でございますが、建設公債の発行対象経費とされておりまして、地方単独事業、または国庫補助事業の地方負担に充当することが可能ですが、国庫補助事業につきましては、法令に国の補助率の定めがあるものには充当することができないとされております。

(5) スケジュールでございますが、今回の経済対策は消費税率の引き上げに際し、景気を下振れさせないことが目的となっておりますので、平成26年度前半に実施するよう求められております。

このため、基金への積み立ては認められておりません。

次に、2. 交付金を活用する事業でございますが、さきに説明がありました学校施設の環境改善及び長寿命化を図るため、改修計画を前倒して実施するもので、事業費は小学校、中学校あわせて5,000万円でございます。

(2) でございますが、補正後の交付金の残額は約3,600万円となります。

この使途につきましては、今後検討し、補正予算を上程したいと考えております。

説明は以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 まず学校改修についてお尋ねしますが、今財政課長から説明があったが、がんばる地域交付金の財源があるということで、庁内で取りまとめたと思いますが、教育委員会としては施設改修なり、年次計画というものを持っているのですけれども、それに基づいたこれに当てはめるといことと理解してよろしいですか。

○鈴木直人管理課長 教育委員会としましては、昨

年度ですが年次計画を立てまして、平成26年度以降の整備計画について施設、それから設備について計画を立てたところですが、今回はそのうち特に緊急を要するものについて、前倒しして実施しようと思ひまして選定をしております。

○飯田敏勝委員 そうであるならば当然、次に緊急を要するものという考え方もあります。

これは次のがんばる地域交付金に聞こうと思ったのですが、残額もあります。

交付金がこれが一時ということであれば、これに次ぐ緊急なものというのは、前倒しでまだまだあると思いますけども、その辺のがんばる地域交付金の二次分との加減で、教育委員会としては、学校教育施設というものは教育という観点から、やはりしっかりしたものでなければならないという、特に教育委員会は、施設改修計画ということでかなり前から要望されて、元氣臨時交付金でも去年やりました。

そういうことから、二次分としてやはりやらなければならないという考えは持っているとしたいと思いますけれども、その辺いかがですか。

○鈴木直人管理課長 教育委員会としましては、整備計画について昨年度策定しておりますので、それに準じた形で整備をして進めていかなければならないと考えておりますし、財政当局の方にも要望していきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 そういうことで、教育委員会原課では財政の方をお願いしなければならない立場ですが、教育という観点からしっかりとその辺、財源がこういう形であれば要求して実現していただきたいと思います。

それと次に、がんばる地域交付金なのですが、一次分ということなんですけれども二次なりその後の見込み、見通しはいかがかなのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 一次分という表現をしておりますが、この一次分というのは補助メニューが二つに分かれておりまして、国の3月の景気対策に何をやったかということのメニューによりまして、一次と二次が分かれております。

当市が行ったのはほぼ一次分の補助メニューで実施しておりますので、二次に追加の配分の予定は今のところありませんが、先に昨年ありましたがんばる地域交付金の際には、最終的に国の予算額を配分をしたところ、残りがあったということで交付率が85%から90%に交付率が上がったということがありますので、可能性的には低いのですが何らかの増額

の可能性はあると踏まえております。

○飯田敏勝委員 あるということなのですが、それと同時に交付金の残額が3,600万円ということで、平成26年度全般にということなのですが、6月に入りまして、7月、8月、9月とあと半分ぐらいなのですが、その辺の使途を検討するのですけれども、ほぼ目安は立っていると思えますけれども、その辺いかがですか。

○秋葉孝博財政課長 この交付金ですが、金額が判明したのが5月15日でした。

この交付金が創設されたのは、平成25年度の国の補正でございますので、当然そうしたものとあるということは踏まえておりましたが、金額につきましては、かたく見まして5,000万円程度はあるということで、内々にこの事業の選定をしてきたところでございます。

その後当然、次に実施する事業というのは検討しておりますが、まず国の景気対策、それから市の事業もかなり大きな建設事業を現在発注している状況ですので、建設業界自体が事業になかなか手が回らないといった実態もございますので、そうしたことを踏まえまして、9月の議会に向けて事業の選定をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○飯田敏勝委員 その辺はわかりました。

若干聞きたいのは、交付率の関係で御説明あったのですが、財政力指数プラス行革努力ということなのですが、実際、人件費の行革を網走市はかなり行っておりまして、最終的には第三次行革で基本給与まで手をつけたのですけれども、これは職員の給与削減がなかった場合に、何%ぐらいになったという試算というのかそういうものは出るのですか。

○秋葉孝博財政課長 資料の中に記載がありますが、行革努力加算分が8.3%でございますので、これのもとになる数値が交付金計算式にあります2億5,970万2,000円、これの8.3%が加算ですので金額的には2,155万5,000円になり、この分が加算されたという形になります。

○飯田敏勝委員 二次交付ということも先ほどふれたのですが、その場合にはそのまま同じものが、行革努力ということにはなるかならないかわからないですけど、その辺はどのような内訳ですか。

○秋葉孝博財政課長 二次分につきましては、この計算式に記載があります、国の補正にどの程度負

担したかということが一次分で2億5,970万2,000円、二次分につきましては、恐らくですが災害等が対象になる可能性がありますので、事業が実施、またそういったケースがないとすれば、それは可能性としてはかなり低いという認識をしております。

次に、国が予算を要しました金額は870億円です。

これを国的にはすべて使い切るという形になりますので、全国の集計をした際に余りがあれば、それをどのような率で再度まくかというのは具体的にはわかりませんが、そうした可能性があるということです。

○飯田敏勝委員 結果的には870億円の使い切りと。残額があれば、それを充てるというのが基本的な方針だと。その場合については、行革努力ということは下がるということなのですが、この辺については自分の身を切った分でこういうような交付金が来るといような感じなのですが、それを最大限今回の場合は教育に生かすということですから、そういう面では今回の教育の補正、並びにがんばる地域交付金を活用するということについては、一応賛成という立場で申し述べたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

それでは議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分については全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて議案第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、関連がありますので一括して説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 議案第2号網走市税条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明を申し上げます。

議案資料23ページ、資料2号網走市税条例の一部改正概要をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴いまして、関係部分について所要の改正、条項の整理を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は公的年金からの市民税の特別徴収につきまして、年金所得者が市外に転出した場合においても特別徴収を継続し、また、年金所得に係る仮特別徴収税額を前年度の減税額の2分の1に相当する額とするよう制度を見直そうとするものでございます。

2点目は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る分と、上場株式等に係る分の分離課税に繰り返したことに伴いまして、個人市民税の課税の特例を見直そうとするものでございます。

3点目は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、国債等の特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして、個人市民税の課税の特例を見直そうとするものでございます。

4点目は、市民税の所得計算や課税の特例等について、単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除しようとするものでございます。

5点目は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正による条項の整理であります。

本条例の施行期日は平成28年1月1日であります。

なお、経過措置につきましては、資料24ページに記載のとおりでございます。

引き続きまして、議案第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明いたします。

議案資料の49ページ、資料3号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法の改正に伴い、関係部分についての所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、地方税法の一部改正に伴う当該条例附則第2項、及び第12号に規定する引用条項の整理であります。

条例の施行期日は公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用するものでございまして、経過措置につきましては資料49ページ下段に記載のとおりでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第2号及び議案第3号については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第8号財産の取得についてであります。

説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 それでは、議案第8号財産の取得について御説明を申し上げます。

議案資料63ページ、資料8号をごらん願います。

今回取得する財産は、市内中学校に配置しております教育用のパソコンの更新及び校内無線LAN環境の整備に伴う関連機器一式でございます。

現在、市内中学校に配置しておりますデスクトップ型の教育用パソコンにつきましては、平成19年度にリース契約を開始しまして、7年が経過し、また登載されておりますOSウィンドウズXPのサポートが終了したことから、機器の更新が必要となったものでございます。

近年、学校における情報通信技術の活用が広まりを見せていることから、教育用のパソコンの更新に当たっては、タブレットパソコンを導入し、生徒の情報化社会への適合を図るとともに、校内無線LAN環境を整備することで、パソコンの活用を広げようとするものでございます。

取得する金額につきましては4,093万2,000円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合でございます。

なお、機器の購入及び検査に係る事務につきましては、網走市に委任されるものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第8号財産の取得についても全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案及び議案資料の64ページ、資料9号をごらんください。

まず目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画を変更するものでございます。

計画の変更点でございますが、平成26年度以降に郊外地域の道路の舗装化に係る事業を追加し、スクールバスや農業用車両など、利用者の通行の安全確保を図るものでございます。

対象となる辺地名は、浦士別及び嘉多山で、事業費は浦士別で1,500万円、嘉多山で2,200万円をそれぞれ追加するもので、整備箇所は65ページのとおりでございます。

追加する事業費は合計で3,700万円となりますが、このうち平成26年度当初予算には2,000万円を計上しております。

残り1,700万円につきましては、平成27年度以降の事業計画となります。

本計画は、北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審査の上議決をいただきました後に、総務大臣に提出することになります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となりまして、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

訂正させていただきます。

ただいま、第3条第1項と説明しましたが正しくは第3条第8項でございます。

失礼いたしました。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 今の整備目的の中に、スクールバスということが入っていたのですが、これは学校の統廃合に関係なく、その地点地点から通うということに関して、その道路を使う、使わないというような取り決めや目的はあるのでしょうか。

○秋葉孝博財政課長 今回のはそれぞれの地域で辺地のエリアというのが決まっておりますので、そのエリアに入っている道路の改修を行うもので、目的につきましては、スクールバスなり農業車両、それからお住まいの方という事になりますので、目的はそうでございますが、道路がエリアに入っているか

どうか、辺地計画に算入されるかどうかの判断になります。

○飯田敏勝委員 農免道路なりエリアに入っているのであれば、どこを通ろうというんな可能性があるものですから、これはただスクールバスの範囲だとか、農業のために農免道路というのも、農作業の道路が認定されたのですけれども、範囲ということであれば、どこでもこの辺地の公共施設、種別は道路になっているのですけれども該当するという理解でよろしいですか。

○秋葉孝博財政課長 道路につきましてはそういう形でよろしいです。

○平賀貴幸委員長 ほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についても、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に請願の審査等に入ります。

最初に、請願第39号住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書の提出を求める請願について審査をいたします。

この請願については、3月7日に継続審査となっているものであります。

○飯田敏勝委員 この請願につきましては3月7日に行いました。

私のほうは原則賛成ということで、その理由としては、いわゆる国が果たすべき役割、それから公務員が果たす役割ということの観点から、民間規制の緩和ですとか、国が独立行政法人化にして、いわゆる予算と人員等が減っていくということから、網走では特に公共職業安定所だとか、法務局はこういう市役所のセンターの形で残っておりますけども、それから地方气象台、飛行場で言えば航空管制、開発局、税務署、海上保安署など、網走は海なり、陸なりで、規制緩和なりそういう形を取ると影響を受けるというような都市だと思います。

そういうことから、地域住民なり国民の安全安心ということで、出先機関が縮小すると当然、そういうような影響が出るということであります。

特に气象台につきましては前回でも述べたとおり、網走地方というのは冬に2日間陸の孤島にな

るというようなことがありましたし、東日本大震災の経験から市では防災計画も新たにつくりまして、実現性に向けてしっかりと訓練していくということでもありますから、防災なり減災なりから言うと、マンパワーの削減というのは非常に影響があるという思いです。

そういう意味から、大まかなところでこの請願を採択してもらいたいのですけれども、前回も述べましたが今も変わりはありません。

ぜひ皆さんの討議で、良い方向にもって行ってもらいたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 前回の継続になった案件でありますけれども、やはり国の政策として、人口も減少、それから税収の減少ということを考えますと、こういった改革を全てにまず先んじて、やっていかなければならないものだと考えておりますので、継続という考え方でおります。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○井戸達也副委員長 もっともであるなという部分がありますけれども、当然この中には網走が有する航空自衛隊も含まれてくるのかなという部分を確認した上で、採択という形を取りたいと思いますが、一つ確認ですがこれは自衛隊も含まれているのかという部分をお聞きいたします。

○平賀貴幸委員長 ただいま紹介議員に対しての確認という趣旨で、井戸副委員長から発言がありましたので、紹介議員の松浦議員に自衛隊が含まれるのかというところを伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○松浦敏司議員 請願者にその部分までは聞いておりませんが、この文面の中には入っておりませんが、確かに自衛隊も国家公務員であるという点では間違いのないわけですが、その部分についてはここにあって書いていませんので、現時点で私のほうで即答というのはできないというふうにお答えしたいと思います。

○井戸達也副委員長 内容の中に自衛隊という部分も含まれるという文言を含んでいただけるという条件をつけて、採択、そうでなければ継続審査という形を取りたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 前回も少し議論させていただきましたが、我が国の今の状況からすると、人口減少と税収減少という政府のダウンサイジングをやっている

かざるを得ないというのがまず前提にあるというふうに私は考えています。

そういう点から、請願の文章を読ませていただくと、総論としては確かにそうなのだろうというふうに思いますが、一方で我が国が置かれている状況がそれを実現し得るだけの余力が今現状あるのかどうかという点、それからまた一方で行政の肥大化だけは避けたいというのが私どもの会派としての考え方を持っていますので、願意としては重々理解するところではあるのだけれども、現状の国の状況等々含めて、この請願を採択するということにはならないと。これは議論をしていってもこの国の状況がすぐ変わるという事ではないので、私どもの会派としては不採択という考え方を持っております。

○平賀貴幸委員長 意見の一致を見ませんが、ほか意見いかがですか。

○飯田敏勝委員 前回も討論したのですが、国がこういう状態だから、こういうところで削るということだったのですが、前は近藤議員は日本の借金が1,000兆円あるので、その話はこういう場ではなかなか言えないというような話だと。国の政策として限られた予算の中で配分していったときに、国民の安全安心の施策というものをやってきたのかと、やってこなかったのです。要するにずっと削減して、气象台にしても、さまざまな防災関係にしても、やってこなかった結果なのです。

1,000兆円というのは何でそんなにやってしまったのかということ、不要不急の公共事業なり、大企業なり、富裕層への法人税の減税等があったから、こういうような形でずっとふえていったと、だからこそ、そこに目を向けて、少ない予算でやるのだったらいいいのですが、ますます3.11の後に、国土強靱化ということで、不要不急の大型な果たして震災の復興を目指すものかというのに、首をかしげざるを得ないものがあると、特に、私も今回委員会の視察で石巻市と宮古市に行ってきたときに、やはりどうしてもマンパワーが足りないということ、行政のやっていることと民間のNPOのやっていることに乖離が見られるというようなことがあると、やはりそこにしっかりと防災、減災なりの予算なり人をつけていくということにつながっていくのではないかと思いますので、ここで言っているのは請願者は今までも削減されてきて、これ以上削減しないで、今の減らされた時点から出発して拡充せよと言っているのであって、先ほど井戸委員が言いました自衛隊にして

も、今のところ自衛隊は専守防衛で災害等に非常な力を発揮しているということから言えば、大きく見れば国家公務員ということからすれば、私は当てはまるような考えも持っていますけれども、そういう意味からして、私はこの請願の採択の気持ちを感じ取るべきだと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

特に意見は変わらないということですね。

それではこの請願について意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願第40号集団的自衛権行使による「戦争する国」づくりに反対する意見書提出を求める請願ですが、この請願については、請願第50号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書提出についての請願、それから一番最後のページにあります、要請で共産党議員団から出ております、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更反対意見案、内容が関連しておりますので、一括して審査を行いたいと思いますが、なお陳情第16号も集団的自衛権行使について、必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情というのにも似通っているのですが、読んでみると方向性が少し違うので、ここは分けて審査をしたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、よろしいということであれば、請願第40号並びに請願第50号、そして共産党議員団からの要請の3本について関連がありますので、一括して審査を行いたいと思います。

○飯田敏勝委員 私は要請した議員団にも入っておりますので、これはこの委員会で幾度もなく議論はしてきたのですが、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更の閣議決定を、新聞報道や情報によると、実質20日までの今国会中に強行しようということを踏まえて、私は質疑したいと思います。

歴代の自民党政権は、自衛隊の1954年の創設以来、一貫して集団的自衛権の行使は、憲法第9条のもとでは許されないという解釈を示して、国会や国民に説明してきました。

集団的自衛権の行使容認は、半世紀以上にわたる幾度となく理解してきた国会や国民への説明を根底

から覆す、日本を海外で戦争する国につくり変える歴史的な暴挙だと今までの経過から認識しています。

そういうことは戦後の安全保障政策の180度ひっくり返す大転換だと、この大転換を一内閣の判断だけで行っているのかどうか、問題が一つあります。

国会にも説明せず、今、与党協議をやっています。与党の密室協議だけで強行しようとすることに、私は非常な違和感を感じております。

もう一つはこの与党の協議自体も極めていいかげんで、5月20日に始まりました。それから1カ月もたっていません。

その中で見解なり国会の質疑を通してみても、さまざま安倍政権が示す基準なり、説明がくるくると変わるということから言うと、非常に集団的自衛権の文言だけを最後入れようとするところに執着しているところは、何が何でも集団的自衛権を使いたいという意図がありありだと思います。

安倍首相は、実際5月15日には、今後のスケジュールは期限ありきではないということを記者会見で言いまして、20日に与党協議が始まりまして、その間28日には衆議院の予算委員会、29日には参議院の外交防衛委員会で集中審議がありまして、結果的には今国会中に集団的自衛権の言葉をしっかり入れて、与党で合意したいというようなところまでできてしまっています。

そういうことからいうと、今回、今まで継続中になった請願のほかに、新たな請願、意見書、もう一つ陳情は中身の意味合いこそ違えど、同じような内容も含んでいると思います。立憲主義という言葉が非常に言われています。

憲法は、時の政権を縛るもの、一政権の閣議だけで憲法を壊してしまうようなやり方、これに対してしっかりと今頑張らないと、本当に日本の立憲主義、いわゆる憲法をもとにした政治が崩れ去るということの恐れから、今まで継続になった請願、今回出された請願の願意を組み込んで、ぜひ皆さんの全会一致で意思を表明してもらいたいと思います。

○高橋政行委員 大変難しい問題にあたっていると思います。

まだ与党内で協議中の案件でもありますし、ここに書かれている「戦争する国」づくりにという、こういう方向に日本が向かっているとは私は思っておりません。

そしてまた集団的自衛権の行使につきましても、

憲法第9条に反するようなことまでやろうとしているとも考えられません。

したがって、私はまだまだ政府において話しあうべき問題がたくさんあると思いますので、これは継続といたしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 これまでも集団的自衛権に関しては、当委員会ではたびたび議論をさせていただいています。

非常にマスコミや世論含めて、非常に議論が盛んに行われているところだと思うのですが、やはり集団的自衛権というテーマだけに絞って考えるのではなくて、我が国の外交と安全保障をこれからどうやってやっていくのかというところから考えなければならぬテーマだというふうに考えています。

私どもの会派の考え方としてはやはり、まず今、我が国がおかれている国際社会の中での状況、そして安全保障にかかわる環境が今どうなっているのかというのを、そこは冷静に見きわめる必要があるのだろうというふうに思います。

きのう、きょうと報道でありましたが、中国の戦闘機が自衛隊の航空機に異常接近をするでありますとか、尖閣諸島の周辺海域で漁船や中国の艦船が頻繁に出入りするでありますとか、また北朝鮮の政情も不安定であります。

そういったもろもろの状況を考えて、今までのいわゆる我が国は憲法下での憲法解釈を含めた自衛権のあり方、そして集団的自衛権のあり方が本当に今のままでいいのかというところから議論が始まったというふうに私は認識しております。

そういう点からすると、やはり今までのいわゆる個別的自衛権の考え方ではどうしてもフォローし切れない部分があるという観点から、そこを何らかの形でフォローしていく必要があるというところで、集団的自衛権で非常に懸念もいろいろ出されておりますので、議論の中では限定的に容認をするというような形で議論が進んできているというふうに思っています。

そういったもろもろの推移を含めて、そして安全保障環境を含めて、集団的自衛権の行使を容認することが戦争する国になるであるとか、そういったことではないということをまず前提に考えなければいけないと、逆に集団的自衛権の行使に反対をしている方々にお伺いしたいのは、じゃあ今この安全保障

環境の中で、皆さんであればどういうふうに我が国の外交と安全保障をなし遂げていくつもりであられるのかという部分は、これは残念ながらほとんど示されていないというふうに思います。

そういう点で言いますと、私は外交と安全保障というのは極めて一体化しているものだと思いますが、基本的には戦争にならないように、平和的に国家間の問題は解決されるべきだというふうに思いますが、その交渉をするためには、やはりそのハードパワー、軍備力、防衛力、経済力がどうなっているのか、そういった部分含めての交渉になりますから、そういった部分では、やはり集団的自衛権の行使も論理としては容認すると、絶対行使するから使うというわけではなくて、論理として容認して、あくまでも外交では平和的な解決を目指しつつ、いざというときにはこういう形もあるのだということで、議論を進めていくのが本来あるべき外交でありますし、それは第二次世界大戦で過ちを犯したといわれるドイツでも同じような考え方になっていることでもありますので、そこは日本の外交と安全保障のこれから進むべき道筋としては、集団的自衛権も限定的ではありますが、容認する方向で進んでいくべきだろうというふうに私どもも考えていますので、全部出されてきている請願、陳情、要請については不採択というふうに考えております。

以上です。

○飯田敏勝委員 まず近藤委員、そもそも論からいきます。

本来、外交力と防衛力をもって交渉すると言ったのですが、そもそもそういうことであれば、そういうことを禁じているのが、国の最高規範の憲法なのです。

これを変えとなると憲法を変えると、第96条で改正するというのが安倍政権の初めの考えだと、それは改正できないとなると、解釈でもっていくと。

ところが解釈となると立憲主義ですから、今立憲主義、多くの法律家が心配しているのは、一閣議で集団的自衛権の行使を容認すると、憲法がなくなってしまうと、立憲主義でなくなると、だから改憲に賛成している学者も護憲の学者も、その他中間の学者も全部心配で、今までの法制局長官も全部、だから本当にやるのだったら、憲法第96条でやりなさいと。

それ以外は裏口入学だと、前の阪田法制局長官は言っているのです。

だとしたら、その辺憲法第96条でできないから、閣議決定していいものかどうか、そこは問われていると思うのです。

その点について近藤議員の見解をお聞きしたいと思います。

○近藤憲治委員 憲法のあり方と国家との関係というところだと思うのですが、今飯田議員がおっしゃられたことというのは、立憲主義を厳格に定義した場合に、国家の作用というものはきっちりとセーブされるべきだという前提からのお話なのだと思うのですが、残念ながら我が国は、憲法裁判所なるものを持っていないということで、時の政府の解釈が憲法に適合しているかどうかというのを判断している公的な場所が残念ながらありません。

そういったことからして、今までは内閣法制局であったり、時の内閣が憲法解釈を行うことによって、憲法裁判所に準ずるような役割を果たしてきているというふうに考えています。

そういった点では、今回の集団的自衛権の話だけを個別に抜き出して、それが立憲主義をゆがめるのか、ゆがめないのかという部分を議論する前に、まず憲法解釈のいわゆるグレーな部分を法的に判断できる憲法裁判所がないという制度上の不備といえますか、我が国の憲法が抱えている一定の課題というものを御理解いただきたいというふうに思います。

○飯田敏勝委員 今憲法裁判所とかいろいろ言ったのですが、何のことはない、今の憲法に基づいて内閣法制局がつくられているのです。

ですから憲法を遵守しなければならないというのは憲法97条でも総理大臣以下で公務員はなつたときに憲法遵守しますと宣誓するのです。

これまでの、いくら解釈しても2003年10月9日、参議院テロ特別委員会で秋山内閣法制局長官が、憲法第9条のもとで許される自衛隊の武力行使は、我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における、必要最小限度の実力行使だけであって、それ以外の武力行使は、いわゆる侵略戦争に限らず、国際関係において武力を用いることを広く禁ずるというのが、10年以上前ですけれども、これが政府の見解としては、もうこれ以上のものは法制局としては出ないのではないかとということで、歴代の法制局長官もその後の法制局長官もこれを踏襲していった経過なり、議論の重みというものを今考えるべきではないかと思います。

それが憲法裁判所だとか、グレーゾーンだとかそ

ういう問題ではなくて、今まさにこの内閣の憲法裁判所と言うべき法制局、ここが出したこの10年前のやつは非常に重いし、だからこそ今の一閣議で決定することに対して、非常な不安と憤りが出ていて、このような請願、陳情、意見書になったと思います。

それともう一つよく言われるのは、今回の国会の議論の中で後方支援なり、さまざま言っています。

戦闘地域というのは、イラク戦争のときに、小泉元首相が言いました、戦闘地域と非戦闘地域ということがあります。

小泉元首相は、自衛隊の行くところは全て非戦闘地域というのは、この秋山長官のまさにこのことを踏まえた名言というか、名の名言か迷う迷言かわからないですけども。

前の議論でNATOの諸国も、集団的自衛権が使えるということだったのです。

今回の国会議論の中で、戦地に行かない、いわゆる戦闘地域に行かないという歯どめを外せばどうなるかという、NATOの集団的自衛権の行使として実施するのは、8項目しかないのです。

それは燃料補給、港湾使用許可、いわゆる早期警戒機の派遣、上空通過等のテロに関する情報の強化とか、直接戦闘行為はしていないのです。

戦闘行為はしていないのに、イラク戦争でアメリカ軍が約2,300人亡くなった他に、NATO軍は1,000人以上の死者が出ていると、これは後方支援もまさに戦闘地域だったからであります。

ところが、日本の場合はテロ特措法で二つの歯どめがかかっているのです。

二つの歯どめというと、自衛隊はどんな場合でも、支援する場合でも、武力行使をしてはならない、戦闘地域には行ってならないという、二つの歯どめがかけているものですから、一切そういうようなところにも、非戦闘地域であっても、戦闘行為、武力行使が危ないとなったら、下がるざるを得ないというような議論が今の憲法、集団的自衛権の行使の議論の境目だと思います。

そういう意味からも、近藤議員の憲法裁判所云々でなしに、立憲主義を守るのか、守らないのかそういうことも含めて、再度お答え願いたいと思います。

あともう一つ、いわゆる尖閣諸島なり中国の空軍機のそのような状況を捉えたのだからこそ、集団的自衛権の行使も必要だったのですけれども、日本の

領海侵犯や中国の領海侵犯は許されないと思います。

ただこれは、そもそも武力攻撃ではないので、海上保安庁などの警備活動で対応すべきものもありますし、日中間で話し合って閣議すべき問題でもあるのです。

問題は外交努力というものがあります。

外交力というのは防衛力を伴っているかどうかという問題ですけど、アフガニスタンなりイラクで活動しているNPOの方は、日本の国際貢献というのは決して自衛隊を出すのではなく、民間のNPOの方がさまざまな支援をすると、それは人道支援、そういうものがあるからこそ、それはなぜアフガニスタンでも、イラクでも安全かという、日本は憲法第9条を持っていると、この憲法第9条という武器が最大にアフガニスタンの住民の方やイラクの民衆の方に知れ渡って、日本が一旦自衛隊を戦闘地域に派遣してしまうと、その信頼関係は崩れてしまうということが言われているのを、アフガニスタンに井戸を掘って緑にしている中村医師、それからNPOの国際センターの谷山さんも、憲法第9条こそ最大の外交力の武器だというようなことを言っています。

そういうことも、一つ御承知おき願いたいと思います。

○近藤憲治委員 幾つか論点があるのだと思うのですが、まず一つは立憲主義云々という部分のお話ございましたけれども、日本という国の中だけの話をすれば、立憲主義という論点ではわかるのですが、一方でやはり国際社会の中で我が国が期待される役割、また果たさなければならない役割というのがあって、いわゆる平和憲法を掲げつつも、例えばカンボジアへのPKOの派遣であったりとか、あとは湾岸戦争後の掃海艇の派遣であったりとか、そういった形で国際社会で期待される役割を果たすような取り組みを国家として果たしてきたということがあります。

その役割がまた少しずつ変化をしてきているというのが、集団的自衛権の議論の出発点にあるというふうに私は思っていますので、そういった点も議論しなければならないところだというふうに思います。

安全保障環境は大きく変わってきている部分で、今NPO、NGOのお話も飯田委員されていましたが、そこは考え方、私も同じであります。

外交と安全保障というのは多面的、多面的に行っていくべきだと思います。

国家間で行うこと、政府で行うこと、そしてそこは経済力、防衛力も含めてさまざまなチャネル、パワーバランスで外交というのは行われていきますので、そういった部分で集団的自衛権も一つの要素になり得るというふうに私は考えていますので、もう一つ、歯どめのかからない集団的自衛権じゃないのかという部分であります。そこは限定的に容認をしていくという議論で今進んできていますので、そういった点では、いたずらに集団的自衛権は戦争する国になるからだめなんだというふうに蓋をしようという話の進め方は、私は同意しかねるというふうに申し上げているところであります。

以上です。

○井戸達也副委員長 私どもの会派では、今まさに国会でやられている内容でございますので、推移を見守るという形で、これは継続という形を取りたいと思います。

○平賀貴幸委員長 それでは請願第40号並びに請願第50号、また要請の3件につきましては意見の一致を見ませんので、継続審査とさせていただきます。

それではここで暫時休憩に入ります。

再開は15分です。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○平賀貴幸委員長 それでは再開をいたします。

請願第41号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書提出についての請願であります。この請願は請願第42号特定秘密保護法の廃止を求める意見書提出についての請願と関連がありますので、一括して審査をいたします。

なお、二つの請願については3月7日に継続審査となっているものであります。

○飯田敏勝委員 この秘密保護法につきましては、前回は議論いたしました。

本当に、年末に審議時間も十分ではなくて、そういう中で数の力で決定されたのですが、その後この法律が施行するまで1年あります。

その中で、本当にじわじわとこの法律が知れるに従って反対する声が大きくなりました。

特に、マスメディアを初め、日弁連、その他大学の教員とかさまざまな面で、本当に秘密は何かということの定義さえしっかりしていないのに、このまま施行されることは許しがたい、前回の議論の中で

も懸念は示されたのですが、国会議論の中で、国会で運用を監視する機関ということで、第三者機関で運用面をやってもらえばいいのではないかと、そういうような仕組みを国会で作ってやれば、心配はなくなるのではないかという意見もありました。

私は国会の秘密監視ということで、各新聞社の記事などを見ますと、総じて形ばかりの審査会、監視機能ではないかというふうなことが言われています。

そういうことからすると、国会の公開原則を崩すというやり方、そういうような監視機関は完全密室でやるということからすると、秘密保護法は廃止しないのではないかというふうな思いをなお強くする次第です。

こういうような事態になって、国会の審議を見た各マスコミ、特に道新の6月4日では、形ばかりの審査会ではだめだと、国会が率先して取り組むべきは、秘密保護法の廃止であるということまでしっかりとっています。

そういうことから、この秘密保護法の廃止を求める請願について、ぜひ議論をした中で、賛同を得て、廃止をしていく方向をお願いしたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 前回も申しましたけれども、大事なことに日本に情報をやっては漏れてしまうという、そういう国際的な目があります。

また秘密にする内容にいたしましても、暗号でありますとか、本当に漏らすべきものではないというものだと私は思っておりますので、これにつきましては継続していきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 前回から継続されてきている話なのですが、論点としては秘密の範囲が恣意的に運用されてしまうのではないかという部分に今、集約されてきているのかなというふうに思います。

そういう部分で国会でも議論がまだあって、第三者機関において、何ををもって秘密とするのかというのをきっちり監視していこうというような話になってきていますので、ここに書いてあることももっともではありながら、でも一方ではそこをフォローするような動きというのは実際にはおきてきているというふうに認識していますので、この請願の願意としては私としては杞憂に終わるのではないのかなと思っていますので、採択する必要はないというふうに

思っております。

以上です。

○平賀貴幸委員長 不採択ということで。

○近藤憲治委員 はい。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私どもの会派としましても、秘密にすべきこと、秘密にしてはいけないもの、こういったもののルールをきちんとやはりつくるべきだという部分でありますので、会派内の採択の一致が見ませんので、継続という形で。

○飯田敏勝委員 前回も議論したのですが、監視機関、第三者機関が今、国会の中で与党案をめぐって議論されています。

秘密法案は何が秘密なのかということから始まって、それが秘密だということであれば、最低でも国会で、やはり原則公開することっていうのが最低限必要だという認識は変わらないと思うのです。

与党が提出した法案では衆参それぞれ委員がわずか8人で構成する委員会になっています。

審議も会議録も原則非公開なのです。

これまた秘密です。現行憲法のもとでは、秘密会の開催は、議員の逮捕許諾ですとか、委員会の特殊な案件に限られていて、その秘密会であっても所屬外議員の傍聴は禁止されて、今いないのです。

しかし今回の法案は、国会に完全な密室を設ける内容になっているのです。

これでは国民から負託を受けた国会議員の発言の自由も侵されますし、今では憲法は院内で演説討論など責任が問われないとしているのですけれども、与党案では審査の内容を外に漏らせれば、院内でも除名などの処罰なり、秘密法により懲役5年以下ですとか、この監視機関の中でさえ、秘密を徹底させているところに大きな問題があります。

前も言ったのですが、アメリカやイギリスなどの各国議会は軍や情報機関の活動全体を監視しているのです。

それとは異なって、日本は審査会の対象は特定秘密の運用だけで、秘密文書を生み出す政府の活動そのものや特定秘密以外の秘密は、最初から対象外にしているところに問題があるのです。

ここの監視機関で行うのは、特定秘密の運用だけという、これから外してしまうこの監視機関は、完全にざるというかすぐ漏れてしまう。

そもそも国政の調査権を行使して、政府の秘密に迫った事例は少ないのが、もともと多数を占める与

党が政府を監視するという認識が乏しいからだというふうに思います。

各会派の議席数に応じた8人の委員配分だったとしたら、少数の意見は排除されるというような、お墨つきを与えるような監視機関をもって、秘密保護法が国会で監視できるとはとても思えません。

そういうような意味からして、この監視機関への認識は、今伺った委員の皆さんはどのようにお思いですか。

○近藤憲治委員 飯田委員からいろいろ懸念を示されましたが、私どもの会派の考え方としては、いわゆるこの監視機関というのは機能し得ると、また人間の手のものですから、完全なものができるのかといたら、なかなかこの法律に限らず、当然運用していく中でさまざまなそごであったり、問題が生じた場合には修正をしていくということで適切な運用が図られていくというふうに認識しております。

以上です。

○井戸達也副委員長 こういった監視機能は確実に働かせていかなければならないと、そういったルールづくりをつくっていくというのは重要なことだと考えています。

○平賀貴幸委員長 それでは、請願第41号並びに請願第42号につきましては意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願第43号地方自治体の臨時・非常勤委員職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書提出についての請願についてであります。この請願についても、3月7日に継続審査になっているものであります。

○飯田敏勝委員 3月7日に、この件に関して議論しました。

いわゆる官製ワーキングプアということで、特に3月のときは第183回国会では、野党の各党が今の地方自治体の非常勤職員の勤務形態が、常勤の職員に準ずる人たちにただ単なる事務補助ではない職員と同等の仕事をしているという人も含めて、やはり問題だということで、常勤の職員と同様に期末手当や退職手当その他を支給すべきということで、地方自治法の改正を求めて提出しているという現状を私は話しました。

それからすると、本来地方自治の推進体制は、マンパワーが一つの原動力で、そのマンパワーの身分を保障してこそ初めて地方自治の本旨が生きると思

います。

そういうことからすると、多くは語りませんが、請願のとおり強く待遇改善を求めて、雇用の安定をしていくという観点から、これらをぜひ採択すべきものだと私は思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 前回の議論の際にもお話しさせていただきましたが、地方自治体一般を問わず、網走市を例に挙げれば、行政改革道半ばということもあって、決して財政的に余裕がある状況ではないというふうに考えています。

そういった状況の中で、請願を見ると思いとして十分わかるのではありますが、一方的に市役所、行政がそういった余力があるのかどうかというのは、冷静に見極めなければいけないと、そういう点でいわゆる非常勤職員の待遇を改善すべきなんだという議論をするよりは、むしろどこまでが地方自治体の仕事なのかというのをもう少し冷静に考えて、行政の仕事を減らしていくという議論をしたほうがいいと思います。

またそこは少し論点が違うので今は言いませんが、そういう点からすると現在の財政状況を含めて、待遇改善をというふうにはなかなかならないのかというふうには思っております。

そういったことも含めて、採択しかねるというふうに考えております。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 願意としては非常にわかる部分、一生懸命働いている者に対して、ちゃんとした評価を与えようということであろうかと思えますけれども、民間企業も非常に厳しい中でやっている中で、そういったバランスも保っていくという部分も必要だろうという意見もあり、会派内としてはこれは意見の一致を見ず採択とならないと、不採択ですね。

○高橋政行委員 仕事の内容で給料というものは決まるのだと思っています。

そして、臨時職員ですとか、非常勤職員の待遇というのはやはり税金を支払っている市民に納得できる内容でなければ、これまた困るものだと思っておりますので、この文面を見まして私も継続して考えていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員長 ほかありますか。

○飯田敏勝委員 やはり官製ワーキングプア、札幌

市でも否決されたのですが、公契約条例で特に官が民を先取りするような形で低賃金なり低労働条件なりということではだめだということを、この文面の中から例えば教育委員会で学校図書司書ということで、パートで文部省が交付税処置をとってやったのを嘱託職員にしたと。

それはなぜかという、やはり仕事からすると本来にある程度の対価を払わないと、本人なりその職責を全うできないというようなことで、嘱託職員にしたと。ただ、やり方自体は4カ月おきで3校回るということについては異議は申し立てましたので、ただ少なくともそういうことから、例えば一つ学校図書司書の嘱託職員にして、本人もいろいろ研さんしながら子どもたちに新しい図書学校図書館業務も遂行できると思うのです。

それを是認していると、なかなか相関関係として、教育でも役所の仕事でも、うまくはいかないと思うのです。

そういうような請願だと思うのです。

だからこそしっかりとその辺を見極めていったら、同じ継続するについても、次回はもっとその辺も含めた、理のある議論をしていきたいなという思いでいっぱいです。

○平賀貴幸委員長 ほかにありませんか。

それでは意見の一致を見ませんので、この請願についても継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて請願第46号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書提出についての請願について審査を行います。

○飯田敏勝委員 基本的にはこの請願については賛成ということなのですが、特に高等学校の指針、網走学区は変動はないというか、削減なりはなかったのですが、いつそういったようなことになるかわからないというような状況でして、教育というのはただ単なる過疎や財政的なものだけで解決できない、地方をしっかりと進んでいく体制が私は必要だと思います。

そういうことからするとやはり、北海道及び教育委員会においては、そのことを十分に考えたものを、今後、高等学校配置計画が出てきても、その辺を本当にここの網走地区、オホーツク地域を考えたものの策定を要望しているものですから、その辺を踏まえて、この請願にはその願意がしっかりと

っていますので、そういう方向で審査してもらいたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 過去にも類似したような中身の請願を読んだことがあると思いながら読ませていただきました。

教育の機会均等というのは極めて重要で、それを大前提に話す必要があるのだと思うのですが、一方で、その均等を維持していくための財源的な裏打ちというのは、この先担保できるのかどうかというのは冷静に考えなければいけないと。

先ほどから国の形についてお話しさせていただいていますけれども、北海道全体を見渡して人口が減ってきている、特に郡部でいえば減少率は著しいと、そういった中でも、機会の均等を前提に財政支出をし続ける余力が北海道庁にあるのかどうかということを、冷静に考えなければいけないのだけれども、そこについての言及が何もない文章になっておりまして、その問題意識が前提として共有されないと、この議論がなかなか難しいというふうに思っておりますので、この教育の機会均等をという一面的な議論にはちょっと私は賛同しかねるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほかに。

○高橋政行委員 生徒は将来何を仕事として選ぶか、そのためにどういった高等学校を選ぶか、またその他の進路につきましてもそうですし、自分の目指すものと違った進路というのはとりたがらないものです。

したがって、以前も申し上げましたけれども、学校の中ではいろいろ工夫してやっている高等学校もございます。

やはり、そういった努力も私は必要だと感じております。

でも先ほどもおっしゃっていましたが、教育の機会均等でございますとか、この広い北海道の事情を考慮いたしますと、私は採択してもよろしいのではないかとそんなふうに思っております。

○平賀貴幸委員長 ほかに。

○井戸達也副委員長 今の実態を考えると、人口、子どもたちが減り、これは歯どめがきかないという中で、学校の配置もろもろこれから変わっていかざるを得ない時代が来るというようには考えますけれども、今現状として、保護者の経済力によって通学を断念にまで追い込まれるといったような声も私

も聞いておりますし、この請願については私どもの会派としては採択したいというふうに考えます。

○平賀貴幸委員長 採択という意見が多いんですけども、近藤委員は不採択ということだったのかなと思います。

いかがいたしましょうか。

通常でしたら、意見の一致を見ないので継続ということですが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第46号についても、意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、請願第47号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書提出についての請願について、審査をいたします。

○飯田敏勝委員 これも幾度なく出てきています。

そういうことからすると、しっかりと予算要求というのが出ています。

内容的には30人以下学級の早期実現、これも長いこと言われています。

どうしても少子化になってくると、減った分を教職員も減らすということがあるので、ここでは新たな教職員定数改善計画を実施して、やはり必要な予算の確保を図ること、就学援助にも触れていますし、子どもたちの教育環境の整備というようなことでも、養護教員や事務職員の全校配置なども求めています。

これには当然、学校図書司書も入ると思いますけれども、そういうことも含めて、ぜひ採択の方向で。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 私も採択でよろしいかと思えます。

教職員の方々は、いじめ、貧困等、教育現場が抱えている課題などがたくさんあります。

それと日々対峙し、解決へ努力している、そのように伺っております。

国も地方も一緒になって、教職員を支える必要があるのではないかと考えます。

また釧路市でありますとか、研修で行ってまいりましたさいたま市の取り組みを、これも生活保護という観点からも、参考にいただければよろしい

のではないかと考えます。採択です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○近藤憲治委員 こちらは国庫負担をさらにという願意だというふうに認識しています。

願意としてはよくわかります。

採択する方向でいいのかなというふうに思うのですが、全体の文言として、教職員の視点と保護者の視点とが、当然大人が書いているのでそうなるのかというふうに思うのですが、やはり教育を受ける側の主人公は子どもたちであって、そういう点からすると、機会の均等プラス一定の基礎学力を保障していくのだという文言を入れていただけないかと、例えば記の4項目、就学保障の充実ということで、これは機会の保障だけを言っているのだと思うのですが、ここに基礎学力の保障とかそういった文言を入れていただくことであれば、採択できるかなというふうに思っています。

○平賀貴幸委員長 意見書でという意味ですね。

○近藤憲治委員 そうです。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 私どもの会派としましては、教育環境の充実というものは、これは保ってくれるという考えでありますので、採択の方向で。

○平賀貴幸委員長 ほかの委員も同じ意見でよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第47号については、採択とすべきものと決定をいたします。

なお、意見書につきましては、文言整理が必要ですので、また後日正副委員長で整理をさせていただいて、お示しさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 続いて、請願第49号2015年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について、審査をいたします。

○飯田敏勝委員 全体的にはいいのですが、記の4番の法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのない、また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図るとあります。

これは、法人実効税率、今大企業の法人税減税が諮問されていて、国税と地方税を合わせた法人の税率を現在の35%から20~25%程度に引き下げるということです。

法人税の実効税率を10ポイント引き下げるには、少なくとも5兆円の財源が必要と言われているのです。

その財源をどうするかというと、ここの法人事業税で、特に中小企業など法人税を払っていない法人の課税許可を、今国が目指しているのです。

そのために資本金や従業員数に応じて課税する法人事業税の外形標準課税、ここでも載っていますけれども、法人税の均等割のニュースなどで、現在外形標準課税は資本金1億円超の企業しか適用されていないのです。

これによって対象を拡大すれば、多くの中小業者が法人事業税を払わなければならない、つまり言ってみれば、法人実効税率の引き下げによって、財源が必要なのを穴埋めするという形にしかねない表現なので、ここを削除すればこの地方財政の充実。強化を求める意見書については、採択ということでございます。

これは紹介議員がいることですから。

その方に聞いていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 今、飯田委員から紹介議員にということでありましたけれども。

○山田庫司郎副議長 紹介議員として今、意見を求められましたので、私から少し発言をさせていただきますけれども、今、飯田委員から出たように、外形標準課税の充実を図るという文言に非常に心配をされているというふうに思います。

私どもとしては、紹介議員になっている立場も含めて、今、所得割と外形課税というのは、付加価値の部分と試算というのがあるのですが、なるべく所得割からそちらに移して、地域と都市とかいろいろな偏りをやはりなくしていこうという考え方がここには入っているのですけれども、ただ、飯田委員が言われるように、もしこれが一つ間違うと、1億今あるのがラインが少し下げられたり、いろいろなことが、もし充実という意味をもし考え間違うと、いろいろな意味で今度地方の小さな企業も含めて、課税の対象になってくるという心配も一つある部分は、私もちょっと理解しますので、もし皆さんの御意見を聞いて、その部分の文言整理含めて、私としては了解をさせていただきたいと思うので、その文

言も含めた中で整理していただいて、そこまで私と言える立場かわかりませんが、採択していただければ、大変うれしいということも含めて意見として述べさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 そのことを踏まえてほかの委員の皆さんの意見はいかがでしょうか。

○井戸達也副委員長 私どもの会派としましては、この意見書については採択すべきものとさせていただきたいと思います。

○近藤憲治委員 今、外形標準課税の部分の云々とありましたけど、法人税引き下げの部分も財源穴埋めという点では非常に重要な論点ではあるんだけど、そこを入れても抜いても、いわゆる地方財政を充実させるために、国庫からお金を出ささいという部分については賛成しますので採択ということで。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 ここに書かれております、医療、介護などの社会保障費関係でありますけれども、これは毎年自然にふえてまいります。

地方分権の進展とともに、地域経済の活性化や雇用対策など、地方自治体が担う役割というものは、これまで以上に増加しております。

税収が伸び悩む中、地方交付税のためにも安定的な確保など、地方税財源を充実させることが大事なことだと考えておりますので採択をお願いします。

○平賀貴幸委員長 皆さんからの御意見は採択ということでありますけれども、飯田委員のほうから、一部の文言については整理をということでありましたが、請願については採択した上で意見書はそこで整理するという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第49号については全会一致をもって採択ということで決定をさせていただきます。

なお、意見書についてはこれも正副委員長で文言の整理をさせていただいて、後日またお示しをしたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 続いて、陳情第16号集団的自衛権の行使について、必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情について、審査をいたします。

○飯田敏勝委員 集団的自衛権の請願の議論をした後です。

陳情につきましては、大まかに言いまして、憲法

をしっかりと柱にしての陳情です。

憲法第9条が認めていない憲法解釈を行うことに対して、憲法第99条に定められた国務大臣や国会議員、公務員の憲法遵守する義務に抵触するおそれということも指摘して、集団的自衛権の行使を容認するならば、憲法改正の進めなさいというのが国民の世論だということで、この陳情者は述べています。

そのような状態にかかわらず、次のいろいろ集団的自衛権の解釈によることを指摘しているのですけれども、正しい情報がないと国民の態度も、国の重大事項に対して、自分たちの権利なりを主張するときにはやはり看過できないというふうなことで、特にここは岬のレーダー基地を持って、有事の攻撃対象として直接市民生活が脅かされるということです。これは国会及び関係行政機関に適切な施策を講じられるよう要望するというので、締めています。

記の1で、もっともっと情報を開示した上で国民的な議論をすると、本来、集団的自衛権を容認するには、憲法改正が必要であるから、国会内においてもっと熟議した議論をなささいということなので、ぜひ、この方向も集団的自衛権の議論をする場合に、一つの前提としては非常に必要なものだと思います。

そういう意味で、この陳情をぜひとも採択願いたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 これは集団的自衛権の是非の以前に、まず情報を開示してほしいのだというお話なのだというふうに思います。

そういった点ではそうなのですから、実際今まさに議論を進めている最中で、開示されていないのかといったら、私はそうでもないというふうに思っています。

かなりいろいろな形できのうも党首討論をやっていましたけど、いろいろな形で、政府の見解なり、考え方なり、方針なりが示されてきていますので、それが不十分なのか十分なのかというのは、受け取った側の価値観の話なのだと思うのですが、そういった点では、随時情報も出されていると思いますので、今後の議論の流れを見ながら、最終的にこの集団的自衛権をめぐる議論が収束に向かったときに、まだまだ開示が足りないというふうになるのであれば、この陳情は採択するべきなのだと思うのです。

が、まさに今現在進行形でやっていて、なおかついろいろな話が出てきているという段階ですので、私は継続でいいというふうに考えています。

○高橋政行委員 ここにレーダーサイトを有する網走市においては、有事には攻撃の対象になると書かれておりますけれども、国際法上、もし攻撃されたらこれは大変なことです。日本の自衛隊としては、それをやはり防ぐことを考えなければいけないと思っております。

なかなか先ほども似たような話ですけれども、やはりここは継続して考えていかなければならないと私は思います。

○井戸達也副委員長 この件に関しても、今現在本になされている真つ最中でありまして、開示された中で、議論がされているという認識を持っておりますので、私どもの会派としては、今の国会の推移を見守るという形で、継続ということで。

○平賀貴幸委員長 ほか何かございますか。

ないようですので、陳情第16号についても意見の一致を見ませんので継続とさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 それではその他委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうから。

○大澤慶逸副市長 1点御報告をしたいと思えます。

昨日の午後9時ごろに向陽ヶ丘2丁目付近、向陽通を住宅側から海側に横断する熊が目撃をされたということでもあります。

また、深夜0時40分ごろには大曲1丁目、ハローワーク前の踏切から新町3丁目山下通付近において、熊が目撃されたという情報でございます。

市街地もしくは、市街地に近いということもありまして、市といたしましては学校関係、それから福祉施設関係、近隣の町内会等に情報の提供をするとともに、注意を喚起するように呼びかけをしているところであります。

こういった情報があつた中で、警察と猟友会、農政課等でパトロール等も実施しておりますし、また周辺の地域には、市のパトロール車も出して、広報もあわせて今しようということを進めているところであります。

以上です。

○平賀貴幸委員長 これについて何かございます

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これにて総務文教委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 0 時00分閉会
